

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和2年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
宮崎地方法務局	宮崎市大字糸原
宮崎地方法務局	宮崎市大字内海
宮崎地方法務局	宮崎市大字熊野

（注）所有者等の探索の対象となる地域は、地番区域単位で記載すること。